

事業名	補助対象	対象者	成果目標等	補助率・限度額	補助主体	相談窓口	ホームページ
1 農地利用効率化等支援交付金	○農業用機械（トラクター、田植機、コンバイン等） ○農業用設備（ハウス等） ○畦畔の除去、明きょ・暗きょ排水の整備などの農地等の改良	地域計画の目標地図に位置付けられた者（認定農業者等）	【必須目標】 付加価値額の拡大 【選択目標】（1つ以上を選択） ①農産物の価値向上 ②単位面積当たり収量の増加 ③経営コストの縮減 ※付加価値額＝収入総額－費用総額＋人件費	事業費の3/10以内 【上限額】 300万円	国	市	農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keiei/sien/260226.html
2 地域農業構造転換支援事業	○農業用機械（トラクター、田植機、コンバイン等） ○農業用施設（乾燥調製施設（乾燥機等）、集出荷施設（選果機等）、農畜産物加工施設（加工設備等）等） ○ビニールハウス など	地域計画の目標地図に位置付けられた者（認定農業者等）	以下のいずれか1つの成果目標を選択 ①経営面積の3割又は4ha以上の拡大 ②付加価値額の1割以上の拡大 ③労働生産性の3%以上の向上	事業費の3/10以内 【上限額】 個人1,500万円 法人3,000万円	国	市	農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keiei/sien/R7_chiiki_nougyou/251223.html
3 担い手確保・経営強化支援事業	○農業用機械（トラクター、田植機、コンバイン等） ○農業用施設（乾燥調製施設（乾燥機等）、集出荷施設（選果機等）、農畜産物加工施設（加工設備等）等） ○ビニールハウス など	地域計画の目標地図に位置付けられた者（認定農業者等）	【必須目標】 付加価値額の1割以上の拡大 【選択目標】（ポイント化した取組に基づき設定） 経営面積の拡大、農産物の価値向上、農業経営の複合化、農業経営の法人化、環境配慮の取組、輸出の取組等	事業費の1/2以内 【上限額】 個人1,500万円 法人3,000万円	国	市	農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keiei/sien/R7ni_shien/index.html
4 産地生産基盤パワーアップ事業	<収益性向上タイプ> ○農産物処理加工施設、低コスト耐候性ハウス等の産地の基幹的な施設の整備 ○農業用機械のリース導入・取得、生産資材の導入など <生産基盤強化タイプ> ○農業用ハウスや果樹園・茶園等の再整備・改修 ○農業機械のリース導入・取得 ○土づくり等の取組 など	地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に参加する農業者、農業者団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）等	産地全体で次のいずれかの成果目標を設定 ①生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ②販売額又は所得額の10%以上の増加 ③契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること ④需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100% ⑤直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 ⑥輸出の新規取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 ⑦労働生産性の10%以上の向上 ⑧農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること	施設整備：事業費の1/2以内 農業機械リース導入：本体価格の1/2以内等 【上限額】 20億円	国	市	農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_tuti/R8/260407.html#R7_sanpa
5 強い農業づくり総合支援交付金	高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組、農産物の輸出の推進、みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成の推進に掲げる取組の推進に必要な施設の整備・再編を支援	農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者の組織する団体）等	単収の向上や生産コストの低減といった産地として取り組む目標に沿って、成果目標を2つ設定	事業費の1/2以内 【上限額】 20億円等	国	市	農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_tuti/R8/260407.html#R80407_tuyo
6 新基本計画実装・農業構造転換支援事業	共同利用施設の再編集約や合理化に必要な施設の新設、既存施設の移設、増築及び改修並びにこれに伴う既存施設の廃棄等	農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人等）等	再編集約・合理化に資する目標や生産コストの削減等の目標に沿って、品目ごとに設定された目標や政策課題の解決を目指す目標の中から成果目標を設定	事業費の1/2以内 【上限額】 20億円	国	市	農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_tuti/R8/260407.html#R8-4_saihen

	事業名	補助対象	対象者	成果目標等	補助率・限度額	補助主体	相談窓口	ホームページ
7	新規就農者育成総合対策 経営発展支援事業	機械・施設等の導入	認定新規就農者	経営発展支援事業計画等で実施することとした項目について成果目標とする	事業費の3/4以内 (国1/2、県1/4) 【上限額】 750万円 ただし、経営開始資金活用者は375万円	国	市	農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/hatten.html
8	新規就農者育成総合対策 経営開始資金	経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付	認定新規就農者		【補助限度額】 経営開始1～3年目 ・個人：165万円/年 ・夫婦：247.5万円/年	国	市	農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html
9	施設園芸大国しずおか構造改革緊急対策事業	鉄骨ハウス等の新設	以下に掲げる全ての要件を満たす者 ①認定農業者又は認定新規就農者 ②地域計画の目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが見込まれる者	栽培面積、販売単価等の増加等	事業費の1/3以内 【上限額】 (就農予定枠) 7千円/㎡(メロン専用ガラス温室は15千円/㎡)又は800万円のいずれか少ない額 (規模拡大枠) 7千円/㎡(メロン専用スリークォータ型ガラス温室の場合は15千円/㎡)又は600万円のいずれか少ない額	県	県(中遠農林事務所) 0538-37-2259	静岡県 https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/nogyo/1040858/1053340.html
10	持続的農業経営支援事業	経営の改善に寄与する農業用施設、機械等の更新又は改修	以下に掲げる全ての要件を満たす者 ①認定農業者又は認定新規就農者(年間の販売金額が5千万円以上の大規模経営体及び前年事業利用者を除く) ②地域計画の目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが見込まれる者	以下の2つの取組を実施 ①経営維持継承に向けた取組(複数選択可) ・共済、収入保険等への加入 ・経営継承計画の策定 ・国際水準GAP、有機JAS認証の取得 など ②導入効果(2つ以内で選択) ・生産コスト、労働時間の削減 ・単収、品質の向上 ・環境保全型農業の取組面積の増加 など	事業費の1/3以内 【上限額】 (農業用施設本体の更新) 7千円/㎡(メロン専用ガラス温室は15千円/㎡)又は600万円のいずれか少ない額 (農業用施設本体の改修) 2千円/㎡(メロン専用ガラス温室は5千円/㎡)又は200万円のいずれか少ない額 (施設附帯設備の更新又は改修) 300万円 (農業用機械の更新又は改修) 200万円	県	県(中遠農林事務所) 0538-37-2259	静岡県 https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/nogyo/1040858/1053386.html
11	磐田市新たな特産物産地形成支援事業 費補助金	○レモンへ転換する際の障害物等を除去する経費 ○レモンを新植した農地の未収益期間に対する補助	以下のすべてに該当する者 ①市内の方または市内に事業所を有する者 ②市内の農地の所有・借受が合計10アール以上ある者 ③市税の滞納がない者		(障害物等除去経費補助事業) 以下の3つを比較していずれか最も低い額 ①補助対象経費×2/3 ②3万円×申請面積(アール) ③300万円(1年度あたりの上限額) (未収益期間栽培管理支援事業) 5千円×申請面積(アール)(1年度につき上限50万円)	市	市	磐田市 https://www.city.iwata.shizuoka.jp/sangyou_business/nougyou/1008767/1013276.html

	事業名	補助対象	対象者	成果目標等	補助率・限度額	補助主体	相談窓口	ホームページ
12	認定農業者等ステップアップ事業費補助金	○農産物の生産量、生産額を向上させる取組に係る経費 ○認証取得経費(GAP、有機JAS等) ○新規販路開拓のための販売サイト立ち上げに要する経費 ○新規販路開拓のための販売業者との商談に要する経費 ○加工技術習得に要する経費 ○その他、農業振興に寄与する事業に要する経費	認定農業者又は認定新規就農者		年間5万円を上限	市	市	磐田市 https://www.city.iwata.shizuoka.jp/sangyou_business/nougyou/1008767/1008768.html
13	未来の農業者育成事業費補助金	○栽培、収穫体験に要する経費 ○栽培、収穫体験と一連で開催する地場農産物を使用した料理教室に要する経費	・農業者 ・食育団体 ・消費者団体		年間10万円を上限	市	市	磐田市 https://www.city.iwata.shizuoka.jp/sangyou_business/nougyou/1008767/1008769.html
14	野生鳥獣被害防止対策事業費補助金	○電気柵及び附帯設備 ○耐用性隔障物(金網、トタン板、網等)及び附帯設備 ○その他有効と認められる資材	・認定農業者 ・自己の農地若しくは森林を所有する者		対象経費の1/2以内 (上限額:個人10万円 認定農業者15万円) 事業費:3万円以上	市	市	磐田市 https://www.city.iwata.shizuoka.jp/sangyou_business/gomi_kankyousha/1002300.html
15	水田活用の直接支払交付金	水田で主食用米以外の作物(麦・大豆・飼料用米・野菜・花など)を販売目的で生産した場合に交付	・販売目的で対象作物を水田で生産する販売農家 ・営農計画書を提出すること	現地確認により作付けを判定 出荷・販売が必要 申請提出期限:6月15日	飼料用米・加工用米・米粉用米 55,000円~/10a 麦・大豆35,000円/10a等 その他取組内容ごとに補助メニューあり	国	市	磐田市 https://www.city.iwata.shizuoka.jp/sangyou_business/nougyou/keiishotoku_anteitaisaku/1002286.html
16	畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)	小麦、大豆、そば、なたね等を生産した場合に交付(交付単価は生産量と品質に応じて交付)	・認定農業者 ・認定新規就農者	現地確認により作付けを判定 品質検査又は品質区分確認の手続きが必要 出荷・販売が必要 申請提出期限:6月15日	品質や課税/免税事業者など条件により異なる 詳細は窓口にお問い合わせ	国	市	
17	農業経営基盤強化準備金	経営所得安定対策に加入している認定農業者等が、その交付金を活用して、農地取得・農業機械購入等、設備投資に広く対応できるように、課税の対象となる所得を減額することができる制度	次の全てに当てはまる者 ①青色申告している者 ②認定農業者又は認定新規就農者 ③経営所得安定対策の交付金又は水田活用直接支払交付金を受ける者	車両や中古品の取得は対象外 確定申告時に農林水産大臣より交付された証明書が必要(手続きは確定申告の1か月前までに行う)	税制支援	国	国(関東農政局静岡県拠点) 054-200-5500	農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/junbikin_tetuduki_shiryou.html